

令和3年度 第3回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和3年8月5日
と ころ：KKR甲府ニュー芙蓉

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 山梨県最低賃金の改正決定について（答申）
- (2) その他

5 閉 会



令和3年8月4日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県最低賃金専門部会
部会長 反田 一富

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月1日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

伊藤 一帆 反田 一富 鷹野 正則

労働者代表委員

小林 賢 佐々木 琢郎 白倉 範人

使用者代表委員

一之瀬 滋輝 川島 英一 長谷川正一郎

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山梨県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 866円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

山梨県最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専門部会	1	3年7月16日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出 部会長に反田委員、部会長代理に鷹野委員を選出した。 2 審議日程について 3 最低賃金等の状況について 4 労使からの意見聴取結果について
	2	3年7月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県内の賃金等の状況について 2 山梨県最低賃金改正決定審議 労使がそれぞれ基本的見解を発表
	3	3年8月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県最低賃金改正決定審議 労使がそれぞれ金額を提示し、以後、公益委員の数次にわたる労使各側との個別折衝を行った。
	4	3年8月4日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県最低賃金改正決定審議 公益委員の数次にわたる労使各側との個別折衝を行った。 2 結審 公益委員が提示した（案）について採決を行った。 その結果、公益案を過半数以上の賛成を得て決議した。（使用者側委員全員反対） 3 専門部会報告（案）審議及び同報告の決定 事務局（案）のとおり了承した。

【参考】

区分	回	開催年月日	調査審議事項
本審	1	3年7月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県最低賃金の改正決定に係る諮問について 2 山梨県最低賃金専門部会の設置について
	2	3年7月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央最低賃金審議会における目安について 2 賃金実態調査結果等について 3 労使からの意見聴取結果について

(案)

令和3年8月5日

山梨労働局長

生方 勝 殿

山梨地方最低賃金審議会

会長 反田 一富

山梨県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月1日付け山梨労発基 0701 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、令和元年10月1日発効の山梨県最低賃金（時間額837円）は令和元年度の山梨県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山梨県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 866円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

山梨県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山梨県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 837 円
- (3) 発 効 日 令和元年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋第2類費冬季加算＋期末一時扶助費）
の山梨県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（90,505 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると山梨県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$837 \text{ 円 (山梨県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 118,849 \text{ 円}$$

※ 0.817は、令和元年度の可処分所得割合として、厚生労働省労働基準局賃金課から示された比率。